

国立大学法人広島大学

国立大学法人広島大学

監事 間日 泰弘

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の国立大学法人広島大学の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

主要な部門における業務・財産状況の調査等を実施しました。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く)は、法令に適合していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (6) 役員職務執行に関し、不正の行爲又は法令等に基づく規則に違反する事